

答弁書第一八四号

内閣参質一八〇第一八四号

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員宇都隆史君提出日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員宇都隆史君提出日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「韓国の国内事情」及び「国会との関係」について我が国政府として説明する立場はないが、本年六月二十九日の日韓外相電話会談において玄葉外務大臣は、秘密情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名を延期したい旨の金外交通商部長官の説明に理解を示したものであり、「対応に苦慮する現韓国政府の立場に一定の理解を示すことは、韓国側の歴史認識を容認し、誤ったメッセージを与えることになる」との御指摘は当たらない。

二について

協定については、署名に向けて大韓民国との間で調整中であるが、協定が締結されれば、現下の東アジアの安全保障をめぐる環境において重要な日韓間の情報共有を拡大させるための基盤が形成され、日韓両政府間の情報提供がより円滑かつ迅速に行われるとともに、我が国政府が大韓民国政府に提供する防衛関連の情報の保護につき大韓民国政府から国際約束上の保証を得ることができるようになることから、日韓間の安全保障分野における協力が強化され、ひいては我が国の外交活動の効果的な推進に資すること

を期待している。